

# 経済産業省

20240306保局第3号  
令和6年3月7日

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いており、ガス事故の大きな要因の一つとなっています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2023年4月）や、建築関係工事（住宅、リフォーム）において、別の管をのこぎりで切断する際に誤って配管を損傷させガスが漏えいする事故（2023年11月）や、敷地内整地工事において、誤ってガス管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガス管へ水道管からの水が流入したことで本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2023年12月）などがありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。なお、LPガスの供給区域であっても埋設配管が設置されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在するが多いため、特に注意すること。
5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(同封資料)

- ・ 参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット